

要安全確認計画記載建築物（防災拠点建築物（第2次指定分））の耐震診断結果の公表

令和7年3月31日現在版 福島県建築指導課

■耐震診断結果の総括表

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずる可能性は低く、倒壊するおそれはない。

所管行政庁	建築物の数			地震(震度6強以上)に対する安全性			工事中 (内数)	耐震化率
	計	所有者の区分		I	II	III		
		公共	民間	倒壊・崩壊の危険性が 高い	倒壊・崩壊の危険性が ある	倒壊・崩壊の危険性が 低い		
				現行耐震基準未満（耐震改修等の努力義務あり）		現行耐震基準相当		
福島県	8	7	1	<u>1</u>	1	<u>6</u>	0	<u>75.0%</u>
福島市	9	1	8	2	0	7	0	77.8%
郡山市	12	12	0	0	0	12	0	100.0%
いわき市	20	20	0	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>17</u>	1	<u>85.0%</u>
	合計	49	40	9	<u>5</u>	<u>42</u>	1	<u>85.7%</u>

※ 1つの建築物に対し、診断結果が複数ある場合は、安全性が低い方のランク（Ⅰ＞Ⅱ＞Ⅲ）で集計しています。
※福島県所管以外の区域については、所管行政庁である市において、結果の公表を実施しています。
※耐震化率は地震（震度6強以上）に対する安全性がⅢの建築物を建築物の総数で除したものです。

要安全確認計画記載建築物(防災拠点建築物)の耐震診断結果(所管行政庁:福島県)

令和7年3月31日現在

■第2次指定

No.	市町村	建築物の名称		建築物の位置	建築物の主たる用途	災害時の用途	耐震診断の方法の名称	耐震診断の評価の結果	安全性の評価 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定		備考 (改修予定等の補足)	
										内容	実施時期		
A	B	C		D	E	F	G	H	I	J	K	L	
1	須賀川市	武道館		須賀川市上北町1-5	武道館	避難所	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.388(1.0)$ $C_{TU} \cdot S_D=0.879(0.3)$	Ⅲ			耐震診断の結果耐震性有	
2	須賀川市	長沼体育館		須賀川市長沼字鹿之内入2-3	体育館	避難所	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s=1.096(0.7)$ $q=4.385(1.0)$	Ⅲ			耐震改修済 令和元年11月完了	
3	三春町	三春町役場庁舎		三春町字大町1-2	庁舎	災害拠点施設	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.21(1.0)$ $C_{TU} \cdot S_D=0.20(0.3)$	Ⅲ			新庁舎供用開始 令和3年5月 除却 令和4年3月	
4	石川町	中央公民館		石川町字高田200-2	公民館	避難所	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.36(1.0)$ $C_{TU} \cdot S_D=0.52(0.3)$	Ⅲ			耐震診断の結果耐震性有	
5	石川町	母畑自治センター		石川町大字母畑字小田口43	集会所	避難所	一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」	上部構造評点=0.55(1.0)	Ⅲ	施設老朽化のため、令和6年度改訂の地域防災計画より指定一般避難所から削除	令和6年度	令和6年度別敷地建替えの基本設計を策定済	
6	石川町	野木沢自治センター		石川町大字中野字水無59	集会所	避難所	一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」	上部構造評点=0.36(1.0)	Ⅲ	施設老朽化のため、令和6年度改訂の地域防災計画より指定一般避難所から削除	令和6年度		
7	会津坂下町	会津坂下町役場庁舎		会津坂下町字市中三番甲3662	役場庁舎	災害拠点施設	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0}=0.261$ $C_T \cdot S_D=0.23$	Ⅰ	建替	令和11年度までの建替を目標に検討中		
		北庁舎	役場庁舎		災害拠点施設	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	$I_s=0.338$ $q=1.353$	Ⅱ					
8	会津美里町	高田厚生病院		会津美里町字高田甲2981	西棟	病院	医療救護施設	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=1.04$ $C_{TU} \cdot S_D=0.61$	Ⅲ			耐震改修済 令和2年1月完了
		厨房・ボイラー棟	病院		医療救護施設	一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0}=0.703$ $C_{TU} \cdot S_D=0.39$	Ⅱ	耐震改修	R7年度に改修時期検討	R元年度設計完了		
		笑気ガス棟	病院		医療救護施設	1981年6月以降における(一般社団法人)日本建築学会発行「補強コンクリートブロック造設計基準」		NG	同上	同上	同上		

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上の主要な部分の地震に対する安全性の評価

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずる可能性は低く、倒壊するおそれはない。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、 又は崩壊する危険性が高い	II 地震の震動及び衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する危険がある	III 地震の震動及び衝撃に対して倒壊 し、又は崩壊する危険性が低い
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)		$IS/IS_0 < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/IS_0$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$ $1.25 < C_T \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)		$IS/IS_0 < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/IS_0$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版、2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$IS/IS_0 < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq Is/Is_0$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
	鉄骨が非充腹材の場合	$IS/IS_0 < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/IS_0$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
一般財団法人日本建築防災協会「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)		$Is < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq Is$ かつ $1.0 \leq q$
「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		$Is < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq Is$ かつ $1.0 \leq q$
一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」		上部構造評点 < 0.7	左右以外の場合	$1.0 \leq$ 上部構造評点